

# 一般社団法人医療人材国際交流協会

## 会員が負担する費用および拠出する資金に関する規程

### (略称:費用・資金規程)

#### (規程の目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人医療人材国際交流協会(以下、「協会」という)の定款下部規則として、協会の会員に関しての必要事項を定める。
2. 会員、社員、役員ほか協会にかかわる者は、本規程を遵守する義務を負う。
  3. 本規程は、理事の過半数の決議により改定することができる。但し、理事の権限或いは身分、利害等に関わる条文並びに入会金、会費の費目及び額に関わる条文の改定(新設、廃止を含む;以下同様)は、社員総会の決議によらなければならない。

#### (用語の定義)

- 第2条 本規定に定めのない用語の定義は、協会の会員規程による。

#### (資格取得と採用日)

- 第3条 医療にかかわる日本の資格試験に合格した学生を免許証が届く以前に採用した場合で、その時点において厳密には医療人材の採用と言えなくても、「医療人材の採用」とみなす。なお、准看護師が正看護師の資格を得た場合も本項に準ずる。
2. 資格試験に合格し、4月1日採用が一般的であるケースにおいて、病院会員の都合により、それ以前あるいは以後に採用日がずれたとしても、本規程において採用日は4月1日とみなす。

#### (入会金)

- 第4条 協会への入会金は、下記の通りとする。
- ① 正会員 10万円
  - ② 賛助会員 なし
2. 入会金は、協会の入会承認を受けた日の翌月末日までに全額払い込まなければならない。
  3. 一旦払い込まれた入会金は返還しない。

#### (年会費)

- 第5条 協会への年会費(第6条の特別年会費と区別するために「通常年会費」と呼ぶ場合がある)は、下記の通りとする。
- ① 正会員 一口当たり10万円

- ② 賛助会員 一口あたり1万円  
但し、理事会議の承認を得た場合、複数年前払いが可能。
- 2. 入会時には入会金と同時に(賛助会員は入会后速やかに)、以降においては該当年度の初日から3ヶ月以内に年会費を一括して払い込まなければならない。
- 3. 正会員が口数を増やした場合、増口を承認された日から2ヶ月以内(但し、年度末日以前)に増加口数分の年会費を払い込まなければならない。
- 4. 一旦払い込まれた年会費は返還しない。



(特別年会費)

第6条 特別年会費は下記の通りとする。

- ① 病院会員 一口当たり10万円
- ② 賛助会員 なし
- 2. 特別年会費は、入会年度においては入会金と同時に、年会費口数を超えた人数を採用する場合は採用内定が確定した日から2ヶ月以内(但し、年度末日以前)に払い込まなければならない。
- 3. 一旦払い込まれた特別年会費は返還しない。

(運営費用分担金)

第7条 協会の運営費用分担金の金額は、それぞれ下記の通りとする。

- ① 正看護師採用1名につき 40万円
- ② 准看護師採用1名につき 20万円
- ③ 採用した准看護師が正看護師の資格を得た場合 20万円
- 2. 運営費用分担金は、病院会員が学生を採用する日の前年度末に協会が請求し、2ヶ月以内に支払う。
- 3. 採用した正看護師または准看護師が病院会員の責によらない理由により一定期間内に退職した場合、協会は運営費用分担金の全部または一部を下記の通り当該病院会員に返還する。なお、括弧内の金額は准看護師の場合。
  - ① 採用した正看護師が採用後6ヶ月未満で退職した場合 40万円(20万円)
  - ② 採用した正看護師が採用後1年未満で退職した場合 30万円(15万円)
  - ③ 採用した正看護師が採用後1年半未満で退職した場合 20万円(10万円)
  - ④ 採用した正看護師が採用後2年未満で退職した場合 10万円(5万円)
- 4. 准看護師で採用した看護師が、就職後正看護師の資格を得た、病院会員の責によらない理由により一定期間内に退職した場合、協会は運営費用分担金の全部または一部を下記の通り当該病院会員に返還する。
  - ① 正看護師の資格を得たのち半年未満で退職した場合 20万円
  - ② 正看護師の資格を得たのち1年未満で退職した場合 15万円
  - ③ 正看護師の資格を得たのち1年半未満で退職した場合 10万円
  - ④ 正看護師の資格を得たのち2年未満で退職した場合 5万円



(奨学貸付資金の拠出)

第8条 病院会員は、協会が行う奨学事業の資金として、年会費もしくは特別年会費を払い込むべき月(以下、「拠出開始月」という)から採用予定月の前月(以下、「拠出終了月」という)までの間(以下、「拠出期間」という)において、一口当たり総額120万円(以下、「奨学資金」という)を協会に拠出する。

2. 病院会員は、奨学資金を拠出期間に月数均等分割によって払い込む。ただし、払込累計金額が月数均等分割の累計金額より大きくなることを妨げない。
3. 会員規程第8条5項により病院会員が口数を増やした場合、2項の計算における口数を増やした月までの累計金額を一括して払い込むものとし、以後は、増口後の合計口数について月数均等分割額を払い込む。
4. 2項並びに3項に関わらず、代表理事が承認した場合、病院会員は、2項並びに3項と異なる時期に払い込むことができる。
5. 会員規程第8条5項により病院会員が口数を減らした場合、協会はそれまでに会員が払い込んだ奨学資金を返還する。返還方法は理事の過半数で決定する。

(口数人数を採用できなかった場合の奨学資金等の扱い)

第9条 病院会員が口数と同数の人数を採用できなかった場合の奨学資金等の扱いは次の通りとする。

- ① 病院会員が未達人数分の採用する権利を翌年度以降に留保した場合、協会は奨学資金、年会費、特別年会費を返還しない。
- ② 病院会員が未達人数分の採用する権利を放棄した場合、協会は該当する奨学資金を返還し、年会費、特別年会費は返還しない。奨学資金の返還は未達確定日から3ヶ月以内実施する。

(正看護師採用後の奨学資金の扱い)

第10条 学生を正看護師として採用した病院会員は、当該正看護師が下記の条件を満たした場合、協会の奨学資金の返還を免除する。

- ① 当該正看護師が満1年勤務した時: 40万円/人
  - ② 当該正看護師が満2年勤務した時、①に加え: 40万円/人
  - ③ 当該正看護師が満3年勤務した時、①及び②に加え: 40万円/人
2. 正看護師が病院会員を退職した場合、協会は当該病院会員が拠出した当該看護師に関わる奨学資金の残高を3ヶ月以内に返済するものとする。

(准看護師採用後の奨学資金の扱い)

第11条 学生を准看護師として採用した病院会員は、当該准看護師が下記の条件を満たした場合、協会の奨学資金の返還を免除する。

- ① 当該准看護師が満2年勤務した時: 20万円/人
- ② 当該准看護師が満3年勤務した時、①に加え: 20万円/人

- ③ 当該准看護師が満4年勤務した時、①及び②に加え： 20万円/人
2. 会員病院に准看護師として就職した学生が正看護師の資格を取得した場合は、正看護師の資格を取得した翌月1日を正看護師としての入職日と見做して、第10条の規程を準用する。
  3. 2項による奨学資金の免除は、2項による免除金額が1項の①～③による免除金額を超えた時点より、その差額について実施するものとする。
  4. 准看護師(退職時に正看護師だった場合を含む。以下同じ)が病院会員を退職した場合、協会は当該病院会員が拠出した当該准看護師に関わる奨学資金の残高を3ヶ月以内に返済するものとする。

(生活貸付資金の回収)

第12条 生活貸付資金の学生からの回収は、協会が責任を持ってこれを行う。

2. 但し、学生が就職した病院会員および学校会員は、協会の当該学生からの回収活動に積極的に協力するものとする。

(未記載事項)

第13条 本規約に記載されていない事態が発生した場合は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「定款」「他の定款下部規則」に基づき対応するものとする。

2. 1項の文書のいずれにも記載されていない事態が発生した場合は、理事が協議して対応することとする。
3. 理事の過半数をもって必要と判断した場合、代表理事は社員総会を招集し、当該事態を報告し、社員総会の決議に従って対処しなければならない。

附則:

平成25年11月25日 制定・施行

平成26年 8月20日 改定

平成27年 3月 3日 改定

平成29年 2月16日 改定

代表理事	会長
	